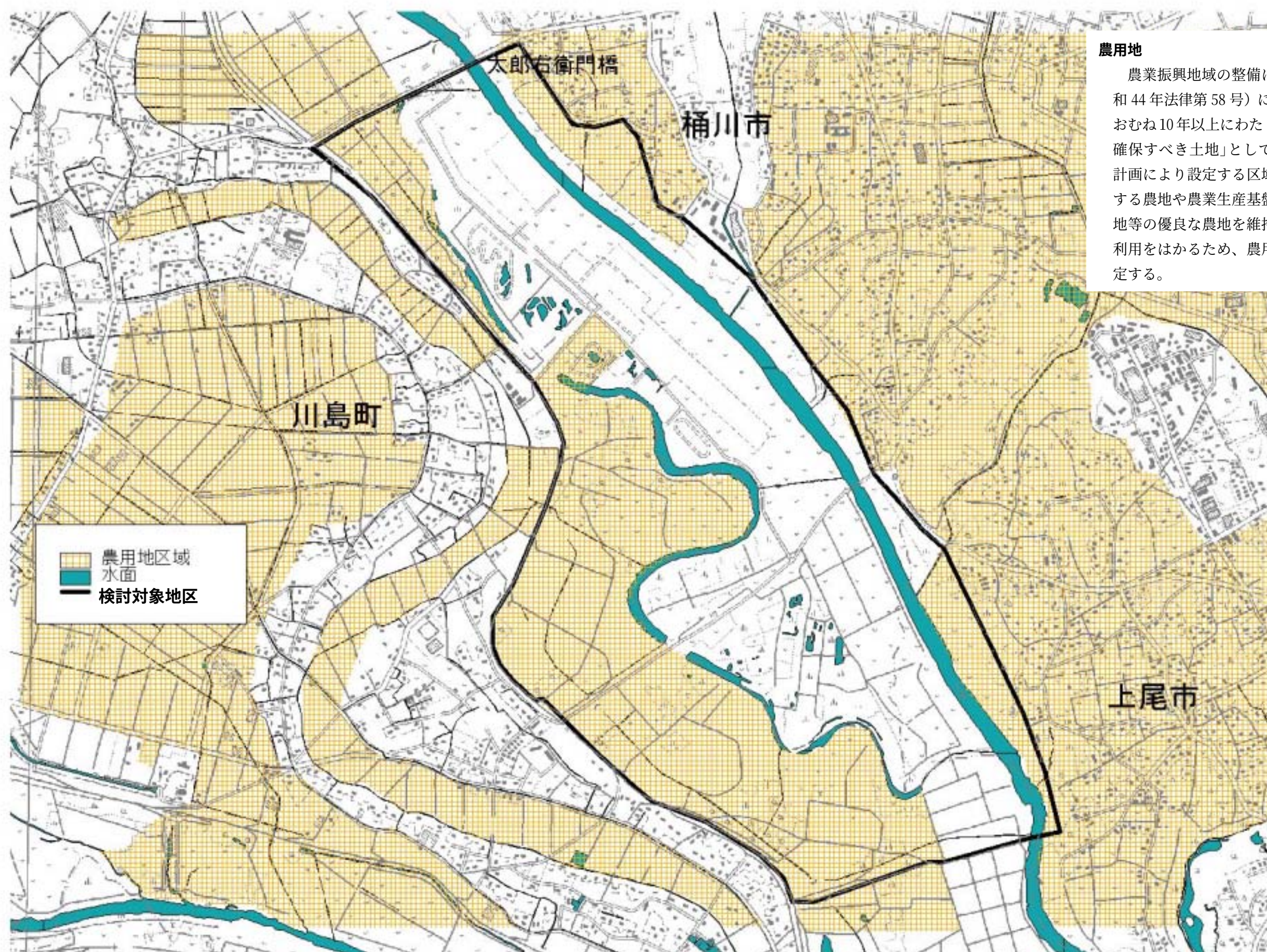


7-4 農用地図



農用地

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づき、「今後おおむね10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地」として市町村長が農振計画により設定する区域。集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良な農地を維持・保全し、有効利用をはかるため、農用地区域として設定する。